

(I) 地方自治の本旨

人〔¹〕：イギリスの法学者・政治学者

「地方自治は〔²〕である。」(『近代民主政治』)

= 地方で身近な問題への取組に参画することが、国政の運営に必要な能力を養い、民主主義の基本を作ることに繋がる。

Cf. 人 トックビル(仏：1805～1859)『アメリカの民主政治』



- **地方自治の本旨** … 日本では地方自治を尊重するために、憲法で**地方自治の本旨**が規定されている。
※大日本帝国憲法では地方自治について明記されていなかった点に注意！

地方自治の本旨 {
・ **団体自治**：
・ **住民自治**：

★団体自治の考え→「**条例制定権**」などに繋がる

★住民自治の考え→「**直接請求権**」「**住民投票**」

「みんなのことをみんなで決める」というのが民主主義の基本。地方自治は、自分が住む身近な地域で行われている政治のことで、「自分の住む街を自分たちで変えていく」ことができる制度が整っている。

例えば自分たちにとって一番身近なルールってなんだろう？きっと学校のルールじゃないかな。(=校則)これも、みんなの力を合わせて正当な主張を重ねれば、変えることができるかもしれない。

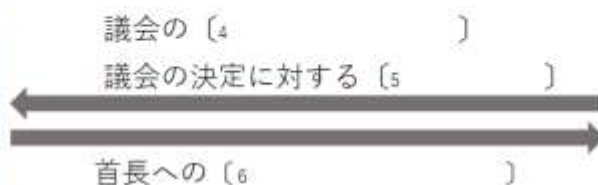
それと同じで、国全体の法律を変えることは難しいが、自分たちの地域のルールは本気を出せば変えられる。

(II) 地方自治の運営

二代表制 …大阪府を例に



議会
大阪府議会



〔³〕
吉村洋文大阪府知事



有権者

いずれも住民の直接投票で選出される二代表制を採っており、大統領制に近い性格を持っている。

cf① 不信任決議には、議員数の3分の2以上の出席+出席議員の4分の3以上の賛成が必要になる。

cf② 市町村長、地方議員の被選挙権は25歳以上、都道府県知事は30歳以上となっている。

■ **直接請求権** …署名を通して、住民の意思を直接的に請求できる制度

どの程度署名を集めればよいかや、その署名をどこに提出するかについては、請求の内容によって異なるため、はっきりと区別できるようにしておきたい。以下の表を覚えましょう！

請求事項	署名数	提出先	その後の扱い
条例の 制定・改廃請求		首長	首長が議会にかけて議論をする
監査請求	50分の1以上	監査委員	監査委員が監査し結果を報告
議会の解散請求			住民投票を実施し過半数の賛成で解散
首長の解職請求			住民投票を実施し過半数の賛成で解職
副知事・役員の 解職請求	3分の1以上	首長	議会で採決

直接請求権を覚えるポイント

(1)署名数は“解”の文字で区別！

必要な署名数は「50 分の 1」 or 「3 分の 1」 の 2 通りしかない。
“解”がつくもの(解職・解散)は 3 分の 1 ⇔ 他のは 50 分の 1 と覚えれば、それで OK。

(2)提出先はその後の扱いと関連付けよ！

まず、基本の請求は首長に出すと覚えておこう。例外として、監査請求は専門家がやるから監査委員に提出する。さらに、住民投票が必要なものは選挙をする必要があるから選挙管理委員会に提出すると覚えておく

■ **住民投票とは**

地方自治体の中だけで行う投票を住民投票と呼ぶが、大きく分けて 2 種類の方法があることをしっかり区別する。

(1) 憲法 95 条に則り実施する「^{〔7〕} 制定に伴う住民投票」

この特別法とは、特定の地域にのみ適用される「法律」のこと。条例とは違う。「法律」なので国会にて審議されるが、最終的に住民投票を実施して過半数の同意を得ることが定められている。※法的拘束力あり

(2) 住民投票条例に基づく住民投票

いわば「住民への独自アンケート」のようなもの。大規模な施設の建築や、都市計画の際などに、その地方自治体が独自で住民投票を実施し、住民の意見を集める。※法的拘束力なし

(cf) その他に、議会の解散・解職、政令指定都市への特別区設置に関する住民投票がある ※法的拘束力あり

(1)の事例…広島平和記念都市建設法(1949) 長崎国際文化都市建設法(1949)

(2)の事例…原子力発電所建設の是非(新潟県 1996) 岩国基地の是非(山口県 2006)

新図書館建設計画の是非(愛知県 2015) 辺野古基地建設の是非(沖縄県 2019)など

(cf)の事例…大阪市特別区設置(大阪府大阪市 2015/2020)←大阪都構想

■ **地方自治に関する用語**

- * 条例の制定や改廃 = 住民発案 ^{〔8〕}
- * 首長・議員などの解職、議会の解散請求 = 住民解職 ^{〔9〕}
- * 住民に対し、地域の問題への賛否を直接問うしくみ = 住民投票 ^{〔10〕}

(Ⅲ) 地方自治の課題

■ 地方分権への動き

地方の自立を促す目的で、1999年に新たに成立した法律が**地方分権一括法**である。

これまで国の事務を代わりに行う業務が多く、地方独自の政策が出来ないという問題点があった。



■ 財政面の課題

- * 〔¹⁴〕：地方公共団体が使い道を自由に決定できる。
- * 〔¹⁵〕：国によって使い道の指定がある。
- * 〔¹⁶〕：地方公共団体が独自にする借金 → これが多すぎて財政破綻する自治体も

〔¹⁷〕 (地方税)が乏しく、〔¹⁸〕 (地方交付税・国庫支出金など)に頼る自治体が増国からの資金に依存し、自主財源が3割程度しかない自治体も多く、「**三割自治**」と呼ばれる。



・ 〔¹⁹〕 (2004～2006)：小泉内閣による、地方財政の3つの改革

- ① 補助金 (国庫支出金・特定財源) の**削減**
- ② 地方交付税の見直し (交付額の**削減**を検討) 国からの依存財源を削減する代わりに、
- ③ 地方への**税源移譲** 国税を地方税へ移譲→自立した財政へ

・ 2008～ 〔²⁰〕 開始…応援する地方自治体に寄付をすれば、所得税・住民税が控除される

■ 地方の活性化に向けて

地方分権が進んだことで、ある程度自由な行政が可能となった一方、高齢化が進む地域では介護負担が増加し地域経済に負担がかかり始めていた。そこで、効率的な地方行政を実現するための施策が講じられた。

ex. 財政再建団体となり事実上の経営破綻 (2007年：北海道夕張市)

中心街が空洞化した「**シャッター街**」、人口の半数が65歳以上の高齢者である「**限界集落**」の増加

- ・ 〔²¹〕：地方自治体を合併させて、業務を効率的にする
平成の大合併 (1999～2010) で市町村の数は 3,229→1,730 に
- ・ 〔²²〕 の導入検討：都道府県を廃止し、より広域の道・州を設置する制度
- ・ 〔²³〕：行政の効率化や中心市街地の活性化を図る ex. 青森市・富山市

地方の活性化に向けて、どんな策が考えられるだろうか…？

NEWS 愛知県小牧市で住民投票実施 ～TSUTAYA 図書館建設～ (2015)

小牧市は図書館の老朽化を受けて、既存の商業施設内に新規開設するとしていたが、2014 年になって計画を変更。「TSUTAYA」を運営するカルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）の助言を受けて、名鉄小牧駅近くに建設するとの新計画を発表した。「TSUTAYA 図書館」として話題を呼んだ建物は、書店やカフェを併設するもので、建設費は 42 億円。2018 年の開館を目指していた。

計画が進む中で、書籍の質の低下や建設費の高騰などから批判が続出
「小牧の図書館を考える会」が署名を集め、建設反対の意思を議会に報告
⇒ その是非を問う住民投票が 2015 年に実施。
⇒ 結果は反対多数
⇒ 市長は結果を尊重し、建設計画を白紙にした。



今回はこのような結果となったが、この住民投票は拘束力はない。もしこの結果を無視して、図書館計画を強引に進めていったとしたら…市民はどんな行動を取ることができるだろうか？

column ふるさと納税とはどんな制度…？

ふるさと納税とは、ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度。手続きをすると、所得税や住民税の還付・控除が受けられる。多くの自治体では地域の名産品などのお礼の品がある。
自分の税金が控除される上、特典ももらえるため、寄附が増加している。

【返礼品の一例】

- ・北海道沼田町 22,000 円寄付 → 無洗米ななつぼし 10kg
- ・山梨県大月市 13,000 円寄付 → シャインマスカット 1.2kg



NEWS 大阪都構想に関する住民投票 (2015・2020)

大阪都構想とは、大阪市を廃止して特別区に再編する構想のこと。大阪市と大阪府で役割が二重になっていることを問題視し、大阪府と各区で役割分担する案が提示された。

この改革について、2015 年と 2020 年に住民投票が実施されたが、いずれも僅差で反対が上回り、実現しなかった。

区に分けた場合の財政不安、移行する際のコスト、また、特別区を作らなくとも解決できる問題であるという意見が挙がった。構想開始から 10 年程の議論となった大阪都構想であったが、賛成反対の溝が埋まらず、構想は失敗となった。



(I) 地方自治の本旨

人〔¹ **ブライス**〕：イギリスの法学者・政治学者

「地方自治は〔² **民主主義の学校**〕である。」(『近代民主政治』)

= 地方で身近な問題への取組に参画することが、国政の運営に必要な能力を養い、民主主義の基本を作ることに繋がる。

Cf. 人 **トックビル**(仏：1805～1859)『アメリカの民主政治』



■ **地方自治の本旨** … 日本では地方自治を尊重するために、憲法で**地方自治の本旨**が規定されている。
※大日本帝国憲法では地方自治について明記されていなかった点に注意！

地方自治の本旨 {
・ **団体自治**： **政府に対して自立した団体をつくること**
・ **住民自治**： **住民自身が運営に参加し、自治を行うこと**

★団体自治の考え→「**条例制定権**」などに繋がる

★住民自治の考え→「**直接請求権**」「**住民投票**」

「みんなのことをみんなで決める」というのが民主主義の基本。地方自治は、自分が住む身近な地域で行われている政治のことで、「自分の住む街を自分たちで変えていく」ことができる制度が整っている。

例えば自分たちにとって一番身近なルールってなんだろう？きっと学校のルールじゃないかな。(=校則)
これも、みんなの力を合わせて正当な主張を重ねれば、変えることができるかもしれない。

それと同じで、国全体の法律を変えることは難しいが、自分たちの地域のルールは本気を出せば変えられる。

(II) 地方自治の運営

二元代表制 …大阪府を例に



議会
大阪府議会

議会の〔⁴ **解散権**〕

議会の決定に対する〔⁵ **拒否権**〕

首長への〔⁶ **不信任決議**〕

選出



有権者

選出



〔³ **首長**〕
吉村洋文大阪府知事

いずれも住民の直接投票で選出される二元代表制を採っており、大統領制に近い性格を持っている。

cf① 不信任決議には、議員数の3分の2以上の出席+出席議員の4分の3以上の賛成が必要になる。

cf② 市町村長、地方議員の被選挙権は25歳以上、都道府県知事は30歳以上となっている。

■ **直接請求権** …署名を通して、住民の意思を直接的に請求できる制度

どの程度署名を集めればよいかや、その署名をどこに提出するかについては、請求の内容によって異なるため、はっきりと区別できるようにしておきたい。以下の表を覚えましょう！

請求事項	署名数	提出先	その後の扱い
条例の 制定・改廃請求	50分の1以上	首長	首長が議会にかけて議論をする
監査請求	50分の1以上	監査委員	監査委員が監査し結果を報告
議会の解散請求	3分の1以上	選挙管理委員会	住民投票を実施し過半数の賛成で解散
首長の解職請求	3分の1以上	選挙管理委員会	住民投票を実施し過半数の賛成で解職
副知事・役員の 解職請求	3分の1以上	首長	議会で採決

直接請求権を覚えるポイント

3分の2以上の出席で、4分の3以上の賛成

(1)署名数は“解”の文字で区別！

必要な署名数は「50分の1」or「3分の1」の2通りしかない。
“解”がつくもの(解職・解散)は3分の1 ⇔ 他のは50分の1と覚えれば、それでOK。

(2)提出先はその後の扱いと関連付けよ！

まず、基本の請求は首長に出すと覚えておこう。例外として、監査請求は専門家がやるから監査委員に提出する。さらに、住民投票が必要なものは選挙をする必要があるから選挙管理委員会に提出すると覚えておく

■ **住民投票とは**

地方自治体の中だけで行う投票を住民投票と呼ぶが、大きく分けて2種類の方法があることをしっかり区別する。

(1) 憲法 95 条に則り実施する「^{〔7〕} **特別法**」制定に伴う住民投票」

この特別法とは、特定の地域にのみ適用される「法律」のこと。条例とは違う。「法律」なので国会にて審議されるが、最終的に住民投票を実施して過半数の同意を得ることが定められている。※法的拘束力あり

(2) 住民投票条例に基づく住民投票

いわば「住民への独自アンケート」のようなもの。大規模な施設の建築や、都市計画の際などに、その地方自治体が独自で住民投票を実施し、住民の意見を集める。※法的拘束力なし

(cf) その他に、議会の解散・解職、政令指定都市への特別区設置に関する住民投票がある ※法的拘束力あり

(1)の事例…広島平和記念都市建設法(1949) 長崎国際文化都市建設法(1949)

(2)の事例…原子力発電所建設の是非(新潟県 1996) 岩国基地の是非(山口県 2006)

新図書館建設計画の是非(愛知県 2015) 辺野古基地建設の是非(沖縄県 2019)など

(cf)の事例…大阪市特別区設置(大阪府大阪市 2015/2020)←大阪都構想

■ **地方自治に関する用語**

* 条例の制定や改廃＝住民発案〔⁸ **イニシアティブ**〕

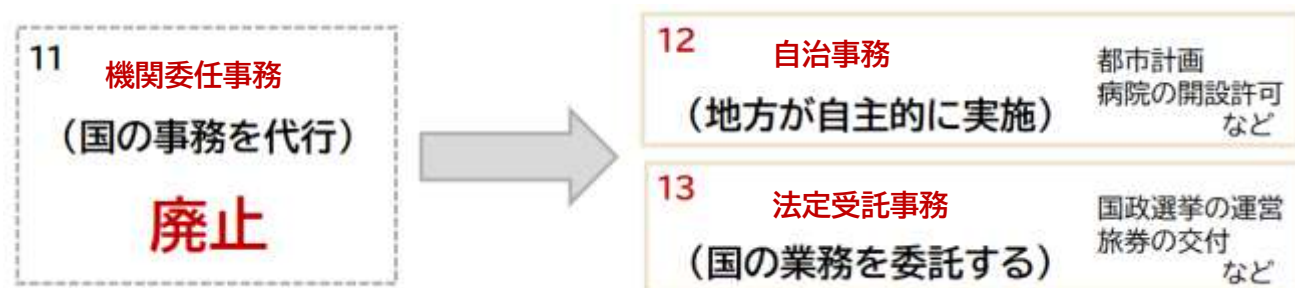
* 首長・議員などの解職、議会の解散請求＝住民解職〔⁹ **リコール**〕

* 住民に対し、地域の問題への賛否を直接問うしくみ＝住民投票〔¹⁰ **レファレンダム**〕

(Ⅲ) 地方自治の課題

■ 地方分権への動き

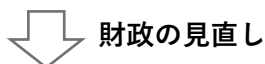
地方の自立を促す目的で、1999年に新たに成立した法律が**地方分権一括法**である。
これまで国の事務を代わりに行う業務が多く、地方独自の政策が出来ないという問題点があった。



■ 財政面の課題

- * 〔¹⁴ **地方交付税**〕：地方公共団体が使い道を自由に決定できる。
- * 〔¹⁵ **国庫支出金**〕：国によって使い道の指定がある。
- * 〔¹⁶ **地方債**〕：地方公共団体が独自にする借金 → これが多すぎて財政破綻する自治体も

〔¹⁷ **自主財源**〕(地方税)が乏しく、〔¹⁸ **依存財源**〕(地方交付税・国庫支出金など)に頼る自治体が増
国からの資金に依存し、自主財源が3割程度しかない自治体も多く、「**三割自治**」と呼ばれる。



- ・〔¹⁹ **三位一体の改革**〕(2004～2006)：小泉内閣による、地方財政の3つの改革

- ①補助金(国庫支出金・特定財源)の**削減**
- ②地方交付税の見直し(交付額の**削減**を検討) 国からの依存財源を削減する代わりに、
- ③地方への**税源移譲** 国税を地方税へ移譲→自立した財政へ

- ・2008～〔²⁰ **ふるさと納税**〕開始…応援する地方自治体に寄付をすれば、所得税・住民税が控除される

■ 地方の活性化に向けて

地方分権が進んだことで、ある程度自由な行政が可能となった一方、高齢化が進む地域では介護負担が増加し
地域経済に負担がかかり始めていた。そこで、効率的な地方行政を実現するための施策が講じられた。

ex.財政再建団体となり事実上の経営破綻(2007年：**北海道夕張市**)

中心街が空洞化した「**シャッター街**」、人口の半数が65歳以上の高齢者である「**限界集落**」の増加

- ・〔²¹ **市町村合併**〕：地方自治体を合併させて、業務を効率的にする
平成の大合併(1999～2010)で市町村の数は3,229→1,730に
- ・〔²² **道州制**〕の導入検討：都道府県を廃止し、より広域の道・州を設置する制度
- ・〔²³ **コンパクトシティ**〕：行政の効率化や中心市街地の活性化を図る ex.青森市・富山市

地方の活性化に向けて、どんな策が考えられるだろうか…？

NEWS 愛知県小牧市で住民投票実施 ～TSUTAYA 図書館建設～ (2015)

小牧市は図書館の老朽化を受けて、既存の商業施設内に新規開設するとしていたが、2014 年になって計画を変更。「TSUTAYA」を運営するカルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）の助言を受けて、名鉄小牧駅近くに建設するとの新計画を発表した。「TSUTAYA 図書館」として話題を呼んだ建物は、書店やカフェを併設するもので、建設費は 42 億円。2018 年の開館を目指していた。

計画が進む中で、書籍の質の低下や建設費の高騰などから批判が続出

「小牧の図書館を考える会」が署名を集め、建設反対の意思を議会に報告

⇒ その是非を問う住民投票が 2015 年に実施。

⇒ 結果は反対多数

⇒ 市長は結果を尊重し、建設計画を白紙にした。



今回はこのような結果となったが、この住民投票は拘束力はない。もしこの結果を無視して、図書館計画を強引に進めていったとしたら…市民はどんな行動を取ることができるだろうか？

column ふるさと納税とはどんな制度…？

ふるさと納税とは、ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度。手続きをすると、所得税や住民税の還付・控除が受けられる。多くの自治体では地域の名産品などのお礼の品がある。

自分の税金が控除される上、特典ももらえるため、寄附が増加している。

【返礼品の一例】

- ・北海道沼田町 22,000 円寄付 → 無洗米ななつぼし 10kg
- ・山梨県大月市 13,000 円寄付 → シャインマスカット 1.2kg



NEWS 大阪都構想に関する住民投票 (2015・2020)

大阪都構想とは、大阪市を廃止して特別区に再編する構想のこと。大阪市と大阪府で役割が二重になっていることを問題視し、大阪府と各区で役割分担する案が提示された。

この改革について、2015 年と 2020 年に住民投票が実施されたが、

いずれも僅差で反対が上回り、実現しなかった。

区に分けた場合の財政不安、移行する際のコスト、また、特別区を作らなくとも解決できる問題であるという意見が挙がった。構想開始から 10 年程の議論となった大阪都構想であったが、賛成反対の溝が埋まらず、構想は失敗となった。

